

増改築相談員 研修会受講申込書 兼 登録申請書

(安心計画株式会社紹介)

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター 御中 (登録団体)

一般社団法人 日本住宅リフォーム産業協会 御中 (研修会実施者)

受付番号 No.

※裏面をよく読み、枠内に記入してください

平成 年 月 日
<p>私は、増改築相談員の研修会を申し込むとともに登録を申請します。</p> <p>申請の内容に真実と相違することが判明した場合及び相談等業務にあたり著しく不誠実な行為をした場合には、登録を抹消されても異存ありません。</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 <span style="float: right;">印</span></p>

「増改築相談員 研修会受講申請書 兼 登録申請書」にご記入いただいた個人情報は、資格登録制度の運営、ホームページ等による公開、資格登録者への資料送付及び統計処理の目的で、(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターと研修会実施者で利用します。すでにマンションリフォームマネジャーとして登録されている方は、この申請書を提出した場合、共通する登録内容が更新されます。

申請区分 (○を付けてください。)	新規・更新・再登録	登録番号 (更新・再登録のみ記入)			
研修会会場	安心計画(株)セミナールーム	研修会年月日	平成 26年 7月 24日		
登録事項	名簿への公開希望	名簿(ホームページ上の名簿も含む)への公開希望(希望の項目1つに○) a. 勤務先の公開を希望    b. 自宅の公開を希望    c. 公開を全く希望しない			
	フリガナ	性別	男    女		
	氏名	生年月日	大正 昭和 年 月 日		
	勤務先名称 及び所属(留課名まで)	(役職名を公開希望の方は役職名も記入してください)			
	勤務先住所	〒	TEL	—	—
			FAX	—	—
	自宅住所	〒	TEL	—	—
		FAX	—	—	
e-mail アドレス (携帯電話 不可)	@				
(主な)分類 もの表 (○)	勤務先分類	1. 大工    2. 工務店    3. 専門工事会社    4. 住宅会社    5. 建設会社 6. リフォーム専業    7. 住設機器メーカー    8. 設計事務所    9. その他( )			
	職務分類	1. 施工管理    2. 工事監理    3. 施工    4. 企画    5. 設計    6. 積算    7. その他( )			
建築等に関する資格 (保有資格に○)	1. 一級建築士    2. 二級建築士    3. 木造建築士    4. マンション管理士 5. 建築施工管理技士    6. 建築設備士    7. マンションリフォームマネジャー    8. インテリアコーディネーター 9. インテリアプランナー    10. 福祉住環境コーディネーター    11. キッチンスペシャリスト    12. その他( )				
受講資格に係る 申請者の実務経歴 (10年以上経験があること がわかるように記入) (新規の方のみ記入)	年 月	勤務先・部課名		業務内容(営業は除く)	
	昭和・平成 年 月				
	昭和・平成 年 月				
	昭和・平成 年 月				
	昭和・平成 年 月				

## 「増改築相談員 研修会受講申込書 兼 登録申請書」等について

### 1. 記入上の注意

- ・ 表面の太枠内に黒のボールペンを用いて楷書ではっきりと記入してください。
- ・ 現在勤務されていない方は、勤務先の欄に「なし」と記入してください。
- ・ 勤務先と自宅の住所が同一の場合は、自宅の欄に「勤務先と同じ」と記入してください。

### 2. 登録情報について

表面にご記入いただいた個人情報は、資格登録制度の運営、ホームページ等による公開<sup>注1)</sup>、資格登録者への資料送付、統計処理の目的で、公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センターと研修実施団体で利用します。

注1) 消費者への情報提供を目的とした登録者名簿を作成し、都道府県、市区町等に配布するとともに、当財団のホームページにて公開します。公開する情報は、次のとおりです。

- 勤務先の公開を希望する方は**、「登録番号、氏名、勤務先(会社)の名称・所属・住所・電話番号、介護保険研修受講の有無、リフォネットのマーク(勤務先がリフォネット登録会社の場合)」を公開します。
- 自宅の公開を希望する方は**、「登録番号、氏名、自宅の住所・電話番号、介護保険研修受講の有無」を公開します。
- 公開を全く希望しない方は**、当財団への登録はされますが、配布用の登録者名簿やホームページには記載されません。

なお、「公開を全く希望しない」を選択した場合でも、消費者等から貴殿が登録者かどうかの照会があった場合、増改築相談員であるか否かについては回答します。

注2) 登録情報に変更が生じた場合、速やかに登録変更届を提出してください。当財団から連絡が付かなくなった場合は、公開している名簿等から掲載を中止することがあります。

注3) 市町村合併等の行政による住所変更があった場合は、当財団にて登録情報を変更させていただくことがあります。

### 3. その他

- ・ 再登録の場合は、登録番号が新しくなります。